

質問票に対する回答

⑪ 一部事務組合等

	質問要旨	回答要旨
1	・一部事務組合の構成は特別4区だけなのか？ (泉南メモリアルパークをなぜ広域事務としないのか？)	・一部事務組合の構成団体は、4つの特別区です。 ・泉南メモリアルパークなどの市設霊園の運営については、直接市民の利用に供する施設として住民に密着した事務ですので特別区の事務としますが、霊園は市外のものも含め偏在していることから、4つの特別区が構成団体とする一部事務組合で実施することとします。
2	・一部事務組合の設置により、職員の増員が必要となるのでしょうか。	・一部事務組合を設置することに伴う職員の増員はしません。
3	・例えば、介護保険や市民利用施設などに関連する事務は一部事務組合が担うことになっているが、この事実をなぜ「②地域自治区・区役所・地域協議会」の欄に明記しないのか。	・説明パンフレットは、特別区設置協定書の内容をわかりやすくお伝えするために、項目ごとに記載しており、23ページ「②地域自治区・区役所・地域協議会」は、各特別区の区役所の構成などを説明しています。介護保険や施設管理については、事務処理方法を説明するものとして、31ページ「⑧一部事務組合等」に記載しています。
4	・説明パンフレットのP26には特別区と大阪府の事務が記載されているが、こちらにも一部事務組合の事務を明記すべき。	・説明パンフレットは、特別区設置協定書の内容をわかりやすくお伝えするために、項目ごとに記載しており、説明パンフレットの26ページ「④特別区と大阪府の事務の分担」には、特別区と大阪府の主な事務の内容として、代表的なものを例示的に記載しています。 ・介護保険や施設管理等は、特別区の事務処理の手法として一部事務組合で実施することをパンフレットの31ページ「⑧一部事務組合等」に記載しています。
5	・特別区制度では、介護保険事業は一部事務組合で行うこととなっているが、住民にとってプラスとなるのか。	・介護保険事業は、住民に身近な事務を住民ニーズを踏まえながら実施するため、他の市町村と同様に特別区で行うこととし、特別区間の保険料等のばらつきを生じないよう、特別区を構成団体とする一部事務組合で実施することとしています。 ・一部事務組合は「介護保険事業計画」を策定しますが、これは特別区ごとに策定する「高齢者保健福祉計画」と、一体のものとして作成することとなり、計画策定の段階から「介護保険事業計画」に4つの特別区の意見を反映することから、区の実情に沿ったサービスの提供ができるものと考えています。

	質問要旨	回答要旨
6	<p>・一部事務組合の議会の議員は、各区議会議員から選ばれるが、市民が市会議員を直接選ぶ現行制度に比べ、行政へのチェック機能が弱まる。一部事務組合の業務状況はどのように公開するのか。</p> <p>・一部事務組合の議会が、区議会の意向に反する事業や投資を行った場合、区議会はこれらの事業などを変更したり、止めさせることはできるのか。</p>	<p>・一部事務組合は、特別区とは独立した特別地方公共団体であり、実施する事務に関することは、一部事務組合の責任において適切に処理することが求められ、構成団体である特別区と十分に協議した上で、特別区域全体の最適化を図れるよう事務を実施することとなります。</p> <p>・一部事務組合が実施する事業などを特別区議会が直接止めることはできませんが、一部事務組合のチェック機能については、基本的には市町村のルールが適用されており、特別区民の代表である特別区議会の議員が、当該事務の執行をチェックする役割を担うこととなります。また、一部事務組合には監査委員を設置することとされており、財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理を監視するほか、必要があると認めるときは、事務の執行についても監査することができます。このほか、住民監査請求や住民訴訟が可能であり、住民が直接関与することも可能です。</p>
7	<p>・介護保険事業を一部事務組合で行うと、区の独自性が発揮できないのではないのか。</p>	<p>・介護保険事業は、特別区間の保険料等のばらつきを生じさせないよう、特別区を構成団体とする一部事務組合が担うこととしています。</p> <p>・一部事務組合は「介護保険事業計画」を策定しますが、これは特別区ごとで策定する「高齢者保健福祉計画」と一体のものとして作成することとなっており、計画策定の段階から「介護保険事業計画」に4つの特別区の意見を反映することから、区の実情に沿ったサービスの提供ができるものと考えています。</p>
8	<p>・一部事務組合は、特別区が2年前に予告すれば脱退できると聞いたが、特別区間のサービスの格差が広がることはないのか。</p>	<p>・特別区が一部事務組合を脱退する場合は、特別区間で十分協議が行われるものと考えていますが、各特別区が一部事務組合を脱退するか否かについては、一部事務組合設立の趣旨を踏まえたうえで、各特別区において判断されるものと考えます。</p>
9	<p>・介護保険は一部事業組合が担当するので何も決まらない。(介護サービスのレベルが落ちると解釈している)</p>	<p>・一部事務組合では、構成メンバーである特別区長の中から管理者を選び、管理者が事務執行に係る責任を担うこととなります。組合には議会が設置され、同議会の議員は、一般的には構成メンバーである特別区の区議会議員の中から選ばれることとなります。</p> <p>住民の意見については、一部事務組合の構成メンバーである各特別区(区長、区議会議員)を通じて反映されるものと考えます。</p> <p>一部事務組合では「介護保険事業計画」を策定しますが、これは特別区ごとに策定する「高齢者保健福祉計画」と、一体のものとして作成することとなっており、計画策定の段階から「介護保険事業計画」に4つの特別区の意見を反映することから、区の実情に沿ったサービスの提供ができるものと考えています。</p>

	質問要旨	回答要旨
10	<p>・一部事務組合を特別区設置の同日に設立する具体的な手順を知りたい。 ・一部事務組合は特別区の「事務の一部」を共同で処理するため設置されるものであるが、151事務すべてが各特別区事務の一部なのか。 ・一部事務組合でシステム管理を行うこととなっているが、将来、ある特別区がシステム管理を自ら行いたいとすれば可能か。</p>	<p>・特別区設置の日から一部事務組合を設置する手続きについては国に確認しており、特別区の設置の日の前日までの間にあらかじめ大阪市において一部事務組合の規約の案を検討しておき、それを基に、特別区の設置の日の当日において、特別区の職務執行者(元大阪市長であった者)が、専決処分を経て、協議により一部事務組合の規約を定め、知事の許可を得るという一連の手続きを、同日付けで行うこととなります。なお、特別区議会の議員選出後、各特別区議会へ報告します。 これらの手続きについては、協定書にかかる国(総務省)協議を経たものであり、「特段の意見無し」との回答を得ており、違法との指摘にはあたらないと考えている。 ・一部事務組合で実施する事務は、介護保険、システム管理をはじめ、偏在している施設管理についても4つの特別区の住民が、これまで通り公平に利用できるようにするものであり、いずれも特別区事務の一部であると考えます。 ・ある特別区がシステム管理を自ら行う場合は、特別区間の調整が整えば、一部事務組合から脱退することで可能となります。なお、法令上の手続きとしては、構成団体である特別区の議会の議決を経て、特別区間の協議により規約の変更を定め、都道府県知事の許可を得ることが必要とされています。また、一部事務組合の全ての事務について脱退する場合は、構成団体である各特別区が、その議会の議決を経て、脱退する日の2年前までに他のすべての構成団体に書面で予告することになっています。</p>
11	<p>・一元化と言いながら、府と区や一部事務組合に事務を分けているところがあり、新たな二重行政、三重行政ではないか。 ・住民にとって身近なものである介護保険事業を一部事務組合が担うのはなぜか。その手続き等を「区役所」で行うのであれば二重行政ではないか</p>	<p>・特別区の設置に当たっては、大阪全体の成長、都市の発展、安心・安全に関わる事務は大阪府、住民に身近な事務は特別区と、役割分担を徹底しています。また、特別区事務のうち、専門性、公平性、効率性の確保が特に必要なものについて、一部事務組合として特別区が共同して実施することとしています。このため、大阪府と特別区、一部事務組合で役割が重なり合うことはなく、二重行政や三重行政になるということはありません。 ・介護保険事業は、住民に身近な事務であることから、特別区事務としていますが、特別区間の保険料等のばらつきを生じさせないよう、特別区を構成団体とする一部事務組合により実施することとしています。ただし、介護保険事業に係る窓口事務や地域との連携が必要となる事務については、現在の24区単位で窓口サービスを維持し、各区役所で行うこととしています。 よって、特別区と一部事務組合で役割が重なり合うことはなく、「二重行政」になるということはありません。</p>
12	<p>・一部事務組合は、既存の自治体が必要性に応じて自発的に設立することが地方自治法の想定ではないか。特別区が発足する前から設立と加入を決めることは、ニア・イズ・ベターに反するのではないか。 ・一方、他の施策等では、区長・区議会に委ねるべきであるという説明であるが、ダブルスタンダードになっていないか。</p>	<p>・特別区設置の日から、現在の大阪市の事務を円滑かつ継続的に実施していく必要があることから、特別区が担う事務のうち、公平性や効率性、専門性の確保が特に必要な事務に限って、一部事務組合を設置し、共同処理の手法を用いて実施することとしています。一部事務組合になっても、地域に身近な事務を実施することで、ニア・イズ・ベターを確保していくものです。 ・一方で、特別区で実施する事務については、特別区設置後は、地域の実情に応じて、特別区長と区議会において適切に判断されるものと考えます。</p>

	質問要旨	回答要旨
13	<p>・一部事業組合で実施するとしている事業を具体的に示してください。</p>	<p>・一部事務組合で実施する事務は、「介護保険事業」、「民間の児童養護施設等及び生活保護施設の許可、指導、助成などの事務」、「住民基本台帳、戸籍、税務、国民健康保険、介護保険などの情報システムの管理」、「市立の福祉施設、市民利用施設、斎場、霊園などの施設管理」、「売却予定地の管理処分などの財産管理」です。</p> <p>・詳細については、特別区設置協定書の別表2-3をご覧ください。</p>
14	<p>一部事務組合について、人事権・予算は府議会、区議会のどちらで承認されるか。また、その権限は、知事・区長のどちらが担うか。</p>	<p>・特別区設置に関する住民投票において有効投票総数の過半数の賛成があれば、知事・市長による総務大臣への申請を経て、大阪市が廃止され、特別区が設置されます。大阪市の廃止とともに大阪市会も廃止されることとなります。特別区では、区議会が設置され、特別区設置後50日以内に特別区議会議員選挙が実施されることとなります。</p> <p>・大阪市の廃止・特別区の設置に伴い、市長、市議会議員は失職し、当該職もなくなります。</p>
15	<p>各一部事務組合に設置される組合議会に所属する議員の被選挙権の要件。当選後の給与や任期などの待遇。</p>	<p>・一部事務組合の議会は、特別区の議会の議員から選挙することとし、組織及び議員の選挙の方法については、特別区の協議により定めることを基本としております。議員の給与、任期等を含め、具体的には、特別区の設置準備期間中に定めることとなります。</p>